

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		医師、歯科医師以外の者を理事長とする認可
根拠条例・規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条 項		第46条の6第1項但書、別表第13項四の第3号
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課（電話：048-829-1292）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり。
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	審査期間 10日
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
備 考		

(別紙)

1 必要な事項が正確に記入され、適正に押印され、必要な書類が添付されていること。

2

(1) 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合であること。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる医療法人であること。

ア 特定医療法人又は社会医療法人

イ 地域医療支援病院を経営している医療法人

ウ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人

(3) (1)の規定にかかわらず、(2)に該当しない医療法人で、理事長候補者の経歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合であること。ただし、この場合にあっては、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ埼玉県医療審議会の意見を聴くことを要する。

なお、次に掲げる医療法人にあっては、埼玉県医療審議会の意見を聴いたものとみなす。

ア 過去5年間にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われている既存の医療法人で、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その理事長の親族であって、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合

イ 医療法第46条の3第1項の規定の施行日（昭和61年6月27日）において存在する医療法人については、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合。ただし、この場合の認可については、(ア)において相続権者が不測の事態により理事長就任直後に死亡した場合等やむを得ない場合を除き、1回に限られる。

(ア) 同日において理事長であった者の死亡後に、その理事長の親族で、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合

(イ) 同日において理事長であった者の退任後に、理事のうち、その理事長の親族であって、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合

- ウ 現に理事長が欠けている場合において、医療法人の解散のため、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合
- (4) (2) 及び (3) にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないこと。
- 3 社員総会、理事会等で適正に決議されていること。

以上